

幼児教育機関におけるメディア教育の 取り組みについての一考察

—日米の教育機関における取り組みの比較を基にして—

爾 寛 明

要約

メディアが急激な発達する社会において、メディアをどう活用していくかが問われている。そのための力として「メディア・リテラシー」がある。メディア・リテラシーは、メディアと触れ合う頃から身につけていかなければならない。日本であれば、直接的・間接的にメディアと触れ合うのは、乳児のころからである。日本の幼児教育機関（幼稚園・保育所）でのメディアの取り扱い方について調査を行った。また、アメリカの幼稚園でのメディアの取り扱い方を参考にして、日本の現在の在り方から、どのような課題があり、将来的にどのようにしていかなければならないのかについて、また、メディアをどのように取り扱っていかなければならないかについて検討した。

キーワード：メディア教育、幼稚園教育、アメリカ幼稚園

I 問題の所在

2017年3月の日本のテレビ普及率は96.2%である¹。2015年3月の携帯電話の普及率は107.1%となっている²。この他にもメディアと呼ばれるものには、新聞やラジオ、インターネット等もあり、このように日本においては、メディアへアプローチするための手段は普及していると言える。

テレビが普及し始めた1970年代には、テレビに対してのマイナスの見方が声高に上がっていた。暴力的や言葉遣いが悪いというようなことで、子どもにとって良くない番組を決めていった。また、テレビの視聴時間も問題となった。しかしながら、現在ではテレビを家庭の置かないというような発想は少数派となり、テレビとどう付き合っていくのかという考え方にとって代わられた。映像技術の進歩に伴い、また、視聴者の要望の変化に伴い、虚構と現実の区別がつきにくくなったり、表現の過激化や内容の複雑化などが見られるようになった。また、視聴者ニーズの多様化により、チャンネル数が増え、それに伴い、ニュースにおいても発信する側の考えが盛り込まれるようになり、視聴者が発信する側の意図を読み取って、正確な情報を得ていかなければならない。それが現在のテレビ視聴に

関する課題である。また、テレビ以外においても、多様化するメディアがあり、それを利用して、情報を発信できる人間が増え、さらにそれらは国境をも超えるようになっていく。これまでのようにテレビからの情報を鵜呑みにしてきた国民性により、メディア上で氾濫する情報を的確に判断することが難しい。それにより、詐欺にあたりもしている。このように情報を読み解く力を育成することが求められている。

携帯電話については、その普及がこの10年ほどという短期間であり、技術革新が目覚しく、その結果、マイナスの部分も出始め、その対策が不十分である。

問題をメディアそのものに置くのではなく、メディアを使う人間に置かなければならない。たとえどれほど人間の生活を便利にする機器があっても、それを使いこなせない限りは、人間の生活が豊かになるとは言えないからである。例えば、自動車である。自動車の登場により、人間は速い移動手段を持つことができ、人間生活が便利になった。しかし、交通事故などにより、死亡する人が増加した。その対策のために、運転免許制度を作り、に人々が自動車というものを理解して、交通安全を守ることの重要性を知ったのであった。このように教育を通じて、人を変えていくことができる。メディアに対しての関わりも教育を通じて変えていくようにしていかなければならない。それがメディア教育の目指すことである。

日本のメディア教育は、放送や電話等の電波を主管する総務省と教育を主管する文部科学省が担っている。各々において教材や指導書が作成されている。これらを活用して、メディア教育を行っていくことができる。

日本のメディア教育は、大きく分けて2つの柱がある。1つが、メディア・リテラシー教育である。総務省によると、メディア・リテラシーとは、以下のことを示している。

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

1. メディアを主体的に読み解く能力。
2. メディアにアクセスし、活用する能力。
3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。（総務省HP）³

これは、メディアが発展していく中で、人間がそれをどのように使う事によって、人間生活を便利にしていくことができるかを学ぶことである。現代日本社会においては、マイナス面ばかりがクローズアップされている。メディアによる世論操作やテレビ番組を真似て、暴力を振るう子ども、他者と直接的なコミュニケーションをとることができなくなって、SNSを通じてでしか会話のできなくなってしまっていることがある。様々な問題があるが、メディアはうまく使えば、人間生活を便利にしていくので、教育を通じて、メディアを有効活用できるようにしていくのである。

もう1つが、ICTメディア教育である。ICTメディア教育とは、同じく総務省によると、以下の通りである。

- ①ICTメディアにアクセスし活用する能力、
- ②ICTメディアを主体的に読み解く能力、
- ③ICTメディアを通じてコミュニケーションを創造する能力（総務省HP）⁴

これらの能力は、現在日本社会で、問題となっている、携帯電話などによる誹謗・中傷やいじめの問題がある。

日本のメディア教育は、このような2つの柱があり、直面している社会問題の解決を目指している。

しかしながら、これらの教材は、小学校以上の生徒に対して作られている。テレビに触れるのは、乳幼児期からである。さらには、最近ではスマートフォンを使用しての育児が報告されている。これはテレビと同じ様な使用方法で、子どもにスマートフォンの動画を見せておくことで、子どもを静かにしておくやり方である。このようなことは、保護者に問題がある。しかし、テレビにおいては、幼児期後半くらいになれば主体的に観ようとするので、大人も含めた教育が必要になる。しかし、幼児期の教育課程を示す、幼稚園教育要領においては、メディア教育については規定されておらず、環境の一つとして取り扱われている。幼稚園教育においては、メディアの取り扱いは積極的に利用する方と、全く利用しないというような分かれ方をしている。前者としては、テレビ、ビデオだけでなく、タブレット端末を利用した描画や文書作成まで行っている。これは、幼稚園教育要領に具体的な記述がないだけでなく、国策としてのメディア活用が誤解されて利用されていることにその原因がある。

一方、アメリカにおいては、積極的なメディア利用が見られる。ヘッドスタートプログラムで活用された「セサミストリート」がその代表である。アメリカではテレビ番組を利用して乳幼児教育を行ってきた。テレビプログラムの内容においても、厳しく精査されて、乳幼児期にふさわしい内容を考えて作られている。そのことは小学生以降においても行われている。しかし、セサミストリートに見られるプログラムは主として家庭教育において行われるものであり、幼稚園教育において行われているものではない。

現代日本におけるメディア教育の重要性は述べたが、それゆえに、全国的に、すべての子どもが受けられるようにするためには、教育機関、つまり学校において組織的になさなければならない。したがって、どのように幼児教育期間において行っていかなければならないかを考える必要が有る。

Ⅱ 研究の目的

前述したように、メディアに関しての社会的な課題が存在している。それに対しての教育が考えられている。総務省の提供しているメディア教育の教材は、小学校1年生からのものとなっている。また、文部科学省においてもメディア教育の核を「表現力・理解能

力」⁵としていることから、小学校以上の国語科の中に取り込んでいる。しかし、子どもがメディアと触れるのは乳児期からである。そして、幼稚園教育要領の第2章「ねらい及び内容」の「表現」においては、次のように説明している。

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。
- (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

幼稚園教育要領の「ねらい及び内容」は、幼児期の発達の一側面を評価するためのものである。幼稚園教育要領の中で「表現する能力」と何度も出てくるように、この時期に表現する能力が育つことを明確にしている。また、その育て方については、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して」とある。このことは、表現方法を指導するのではなく、子どもが「感じること」「考えること」の重要性説いている。つまり、子ども自身が感じて、考えて、それを表現していく中で育てていくことである。子どもは自分から様々なものに触れたり、体験したりして、感じて、考えていくような体験が必要なのである。

また、2017年に改訂された幼稚園教育要領の第1章総則「第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」において10項目が挙げられている。その中の6項目がメディア教育の目指すものと密接に関わりがあると考えるので紹介する。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしてい

たわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「道徳性・規範意識の芽生え」については、「相手の立場に立って行動する」が、メディア教育においてICTメディアを通じて、相手とのコミュニケーションの創造につながっていくと考える。また、「社会生活との関わり」については、「遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになっていく」とともに」の部分で、メディア教育における情報の入手、判断、利用につながっていくと考える。また、「思考力の芽生え」における「友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。」は、メディア教育におけるコミュニケーションの創造につながってくると考える。そして、「言葉による伝え合い」と「豊かな感性と表現」は、まさにコミュニケーション能力の育成のことである。

このように幼稚園教育には、メディア教育に求められている要素が含まれている。しかし、幼稚園教諭の免許課程にはメディア教育が義務付けられていないので、この内容をメディア教育へとつなげることができていないのである。

日本においては、メディア教育の必要性が求められており、小学校課程から取り入れられ始めているにも関わらず、小学校課程につながる幼稚園教育にメディア教育が取り入れられていないことに問題がある。先にも述べたように子どものメディアへの関わりは乳児期から始まっており、乳児期からメディア教育も始まるべきであると考えている。

メディア教育については、アメリカも重要視して、日本より早期に取り組んできた。アメリカには様々なメディアがあり、メディアに関してのインフラ整備も進んでいる。また、報道の自由、表現の自由については、日本より厳格である。それゆえに、発信者側を制限することが難しいので、受信者側のメディアを読み解く能力が求められている。

アメリカでは、日本のように全国的な教育課程を有しておらず、教育は州政府が担っていることで、その取り組みは州によって異なっている。ただし、政府として行うのではなく、民間の機関が標準的な教育課程を作成していることが多い。したがって、そのカリキュラムを利用するかどうかは、自治体や学校次第である。したがって、一概にカリキュ

ラムについて取り上げるのではなく、個々の幼児教育機関（幼稚園等）のメディア教育の取組状況について、検討したい。

本研究における目的は、日本とアメリカの幼児教育機関におけるメディアの教材としての取り組みの相違を明らかにし、日本において、幼児教育機関で今後どのようにメディアを取り扱っていくべきかについて明らかにしたい。

Ⅲ 研究の方法

日本とアメリカの幼児教育機関におけるメディアを用いた教育の取り組みについての研究より比較検討を行った。

Ⅳ 結果

（1）日本の幼児教育機関（幼稚園）におけるメディアの取り扱い方

日本では、乳幼児向けのラジオ番組が始まったのは、1935年である。それは、朗読、音楽、物語や生活指導に係る内容であった⁶。また、幼児教育機関向けのテレビ番組が始まったのは、1956年である。これは、同年に幼稚園教育要領が出され、それに準拠するような形でテレビ番組が組まれた。これらの番組は、幼児教育機関での子どもに対しての視聴を主たる目的としているものであった⁷。

1967年においては、日本の幼稚園及び保育所の90%超がラジオを所有しており、テレビの普及率が90%を超えたのは、1968年頃になる⁸。ラジオの利用率については、幼稚園も保育所も1957年の約56%がピークとなっている。また、テレビは、幼稚園が68年、69年の84%で、保育所が1972年93%がピークとなっている⁹。1964年のNHKにおける幼稚園・保育所向けの番組は、1日60分を週に6日間放送している。また、番組の内容は、人形劇、お話、歌といった幼稚園教育要領の6領域「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画制作」に合わせたような形になっている¹⁰。2007年度の調査によると、幼稚園のラジオの利用率は1.8%、保育所は1.1%に減っていた。また、テレビの利用率は幼稚園が26.1%、保育所が40.4%とこれも減少していた¹¹。これは、テレビを見せなくなっているのではなく、ソフトが大きく変わってきているからである。2008年においては、幼児向けテレビを利用する割合が5.8%に対して、市販の教材ビデオの利用は、49.5%となっており、幼児教育機関のテレビ番組を見せなくなると、市販の教材ビデオに移行していることが分かる¹²。テレビ視聴から市販の教材ビデオへのシフトした理由については、時間に縛られなくなることを考えてしまいがちであるが、実は、メディアの利用理由に大きな理由があった。日本の幼稚園、保育所でのメディア利用の理由は以下のようにになっている¹³。

- ①クラスの子ども全員がそろっている時に、保育者の指導のもとでテレビ番組を視聴する。
- ②朝全員がそろうまでの時間や帰宅の待ち時間に、保育者と一緒に視聴する。
- ③他の保育活動も同時に並行する中で、希望する子どもたちだけがテレビ番組を視聴する。
- ④朝全員がそろうまでの時間や帰宅の待ち時間に、子どもたちだけで視聴する。

このことから、テレビを視聴するときは、目的を持って視聴させていることが分かる。なお、保育所において視聴理由が高いのは、②と④の割合が高いからである。それについては、次の調査結果でさらに裏付けられる。これは、「テレビ視聴において保育者が行っていること」である。¹⁴

- ①テレビ視聴中は、保育者自身が、テレビと一緒に歌ったり、体を動かしたり、ストーリーに集中するなど、幼児と一緒に視聴に参加する。
- ②テレビ視聴中の幼児の様子を注意深く観察する。
- ③番組視聴後の指導、あそびへの展開に工夫をこらす。
- ④番組視聴する際には、事前にテキストで内容を調べるなど、視聴準備をする。
- ⑤番組視聴の前に、幼児に対して事前指導を行う。
- ⑥保育者は1～5のようなことはせず、自由に幼児たちにテレビを視聴させている。

この中で、①から⑤までの割合が高かったことから、保育者が他の仕事をしている時に子どもに視聴させているのではなく、意図を持って視聴させていることがわかった。このことにより、乳幼児に対してテレビ番組を放送されている時間に見せるよりも、市販の教材DVDを視聴させる方が、指導できると考えているからである。その内容としては、「お話」「安全教育」「自然・環境」「音楽・リズム」となっている。¹⁵ これらは、テレビ番組でもなされていることであり、DVDの登場以前から幼児教育機関において乳幼児に視聴させてきた内容と同じであることから、日本の幼児教育機関におけるメディアの取り扱いは、ハードにおける変化はあるもののソフトにおける変化は大きくはないことが分かる。

(2) アメリカの幼児教育機関におけるメディアの取り扱い方

アメリカで幼児教育番組として始まったのが、「セサミストリート」である。セサミストリートは、1969年に番組が始まった。セサミストリートは、アメリカでテレビが普及し始めて、テレビを利用した幼児教育番組の試験的な番組であった。¹⁶ セサミストリートはヘッドスタートプログラムの一環であった。それは、小学校就学時の子どもの中での学力格差を解消するためのものであった。アメリカでは、所得格差が子どもの学力格差につながっていることから、どこの家庭においても、アプローチしやすいツールとしてテレビが

注目された。テレビを通じて、子どもたちが楽しみながら、家庭で、文字や数字、発音などを学ぶ教材としての番組であった。したがって、幼児教育機関で利用するものではなく、家庭で利用するものであった。また、アメリカは、フレーベル主義の幼稚園も多く、生活経験や遊びを重視するものである。直接的な体験を通じた学習が幼児教育の根幹にあるという考えから、一方通行的なテレビは利用されにくくなっている。

また、アメリカ小児科学会では1999年に、次のような声明が出されている。

「3. 小児科医は2歳未満の子どものテレビ視聴を避けるよう両親に促すべきである。この年齢層に勧められるテレビ番組もあるかも知れないが、乳児期の脳の発達に関する研究では、健康な脳の発育や適切な社会的、感情的、認知的な発達にとって、両親やその他、重要な世話係（例えば保育者など）との、直接的な交流が特に必要であることを示している。ゆえに、幼児がテレビ番組にさらされることを抑制しなければならない。」¹⁷

また、同学会が2011年に出した声明は、次の通りである。

1999年、アメリカ小児科学会は、子どものメディア使用に関する声明を発行した。声明の目的は、子どもに対するメディアの量的、質的な影響を保護者に伝えるためである。声明の一部で、アメリカ小児科学会は、「小児科医は2歳未満の子どもについては、テレビの視聴を避けるように促すべきである」と推奨している。この声明がマスコミによってしばしば「この年齢はメディアにさらされてはならない」という意味で引用されるのは誤りであるが、潜在的に否定的な影響が、積極的な影響と比べて有意に多いことを確信しており、幼児のメディア仕様について家庭での熟慮を勧告している。この声明では2歳未満のメディア使用について1999年の当機関の声明を再確認するとともに、声明を支持する最新の研究成果を提供している。なお、本声明の主な内容は次の通りである。(1) 2歳未満の子どもへのメディアしよによる教育的または発達の有益性は根拠に乏しい。(2) 2歳未満の子どもへのメディア使用による健康や発達への悪影響が潜在的に考えられる。(3) 保護者のメディア使用（バックグラウンドメディア）によって2歳未満への悪影響も考えられる。※バックグラウンドメディアとは、子どもが主体的に視聴するのではなく、保護者が見ているのを見まうことである。¹⁸

また、アメリカ幼児教育協会も乳幼児とメディアについての声明を出している。

この声明は、テクノロジーと双方向メディアを利用した発達的に適切な教育実践について、教育者に一般的なガイドラインを提供するものである。8歳までの子どもが通う教室において、テクノロジーやメディアを使うべきか、使うとしたらいつ、どのように使うのかについて、適切な情報をもったうえで、意図的に選択するのが教育者の

役割であり、責任でもある。テクノロジーや双方向性のあるメディアは、幼児期に行ける創造的な遊びや外遊び、仲間や大人との社会的相互作用に取って代わるものであってはならない。教育者は、幼児期の教育プログラムにおいてバランスの良い活動を提供すべきである。テクノロジーやメディアは、子どもが世界や周りの人間と活発で実践的、創造的で望ましい関わりを広げたり、そのことを支援したりするために、意図的に用いられれば価値があるものと認識されるべきである。(中略) 幼児教育において、テクノロジーや双方向性のあるメディアの利用を改善し、魅力を高めるために、教育者は、保育室やカリキュラムにどのようにテクノロジーが選択され、利用され、馴染み、首尾よく評価されるようになってきたのかについて成功事例を必要とする。幼児がテクノロジーや双方向性のあるメディアをどのように使い、学ぶのか、また、短期・長期的な影響についても理解を深めるために、さらなる研究が必要とされている。幼児教育の環境における学習や発達のツールとして、テクノロジーや双方向性のあるメディアを効果的かつ適切に利用するための証拠に基づいた実践を支える研究もまた必要である。¹⁹

このように、アメリカでは、小児科学会や幼児教育協会においても、乳幼児期においてのテレビ利用は消極的である。このことから、アメリカの幼児教育機関では、一方通行的なテレビの利用に対して消極的であることが分かる。

V 考察

日本では、メディア機器が始まって間もないころにNHK教育テレビ（現Eテレ）が、子ども向けの教育番組を提供し始めた。特に注目すべきところは、幼稚園教育要領に沿った形の番組であったことから、幼稚園においても利用しやすかった。近年はテレビの利用が減り、DVD等の活用が増加している。これは、その利用のスタンスから読み取ることができる。幼稚園では、メディアの利用を意図的に行っており、保育者がその内容を理解していることが重要であり、全ての子どもが同じ内容を見ることにより、同じ理解を得られるようになっていることである。保育者が事前にDVDを視聴し、その内容を精査して、自分たちの教育計画の中に入れていくのである。このようなメディア機器の利用の仕方は、アメリカ幼児教育協会も触れている。そのためには、メディアの利用が、保育全体の教育的活動と整合性をもっている必要がある。たとえメディア自身に教育的な内容を含んでおり、教育的にとっても優れているものであったとしても、それ単独で行うことは教育的な配慮がなされているとは考えられないからである。以下に日本の幼児教育機関（幼稚園・保育所）においてメディアを保育に活用する場合に求められる条件について整理してみた。

①カリキュラムに位置付ける

内容がいいからと言って、何でも入れるのではなく、全体の計画から、メディアを活用することにより子どもの学びにどのような影響を与えるのかを考えなければならない。そのためにも、全体の保育の計画の中に位置付けておかなければならない。

②保育者が内容について精査する

保育者がそのプログラム内容について理解しておく必要がある。そのプログラムが自分たちの普段行っている保育との整合性を考えて、子どもたちが見て、理解しやすいのかどうかを知るためにも事前に視聴しておき、その内容について適切かどうか、教育内容として、普段の教育内容と乖離がないかなどの判断ができなければならない。

③視聴時間への配慮

アメリカ小児科学会が視聴時間について声明を出している。これは、子どもにとっての生活時間での位置づけであるので、幼稚園や保育所だけの時間ではなく、家庭での時間も含まれているのである。したがって、家庭と連携を取り、幼稚園・保育所でのその日の視聴時間を伝えたり、あらかじめ、幼稚園・保育所での時間の上限を定めておくことが求められる。

④子ども人権について配慮する

そのプログラムの内容によって、幼稚園、保育所の子どもたちが嫌な思いをしたり、いじめにあったりしないようにしなければならない。そのためには、事前の視聴で、子どもの人権に配慮が必要である場合は、利用しないなどの判断も必要となる。また、一般的な教育の中には時として、偏見や先入観を入れ込んでしまうこともあるので、これにも重要な配慮が必要になってくる。

現代日本では、「テレビ離れ」という現象が起こっている。これは、「メディア離れ」ではない。様々なメディアツールの登場が、これまで中心的であったテレビの相対的な位置づけを落としているのである。人々がメディア離れを起こしたのではない。むしろ人々のメディアへの依存度は高まっていると考える。それゆえに人々はメディアを上手に利用することが必要なことである。メディアリテラシーとは、様々なメディアを上手に利用していくための力のことである。私たちは、生まれた時から様々なメディアに囲まれ、知らず知らずの間に、メディアと関わっている。したがって、乳児のころからのメディアリテラシー教育が求められているのである。そのためには、幼稚園、保育所の保育者がメディアリテラシーについて理解をして、適切にメディアを教育の場に活用していける力が求められているのである。

注

1 内閣府消費動向調査（平成29年4月6日公表）

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shouhi.html#taikyuu>

- 2 総務相移動体通信の年度別人口普及率と契約数の推移
http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/tool/tokeisiryo/idoutai_nenbetu.html
- 3 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html
- 4 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/pdf/0705_ictmedia.pdf
- 5 文部科学省『教科書の改善・充実に関する調査研究報告書（国語）—平成18、19年度文部科学省委嘱事業「教科書の改善・充実に関する研究事業」—』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/08073004/002/006.htm
- 6 小平さち子「変容する幼児教育におけるメディアの利用～2004年度幼児向け放送利用状況調査を中心に～」『放送研究と調査』NHK、2005.6
- 7 小平さち子「幼児教育におけるメディア利用の課題と展望～2008年度NHK幼児向け放送利用状況調査を中心に～」『放送研究と調査』NHK、2009.7
- 8 小平さち子「調査60年にみるNHK学校教育者向けサービス利用の変容と今後の展望～学校放送利用状況調査を中心に～」『NHK放送文化研究所年報』第53集 | NHK放送文化研究所、2014
- 9 小平さち子、前掲書、2009
- 10 小平さち子、前掲書、2014
- 11 小平さち子、前掲書、2009
- 12 小平さち子、前掲書、2009
- 13 小平さち子、前掲書、2009
- 14 小平さち子、前掲書、2009
- 15 小平さち子「変容する幼児教育におけるメディアの利用～2004年度幼児向け放送利用状況調査を中心に～」『放送研究と調査』NHK、2005.6
- 16 小平さち子「幼児教育におけるメディアの可能性を考える～2015年度幼稚園におけるメディア利用と意識に関する調査を中心に～」『放送研究と調査』NHK、2016.7
- 17 森田健宏・堀田博史・佐藤朝美・松河秀哉・松山由美子・奥林泰一郎・深見俊崇・中村恵「乳幼児のメディア使用に関するアメリカでの最近の声明とわが国における今後の課題」『教育メディア研究』21（2） 日本教育メディア学会 2015
- 18 森田等、前掲書、2015
- 19 森田等、前掲書、2015